

# 秦野市土地開発公社定款

## 目 次

第1章 総則（第1条－第5条）

第2章 役員及び職員

第1節 役員及び職員（第6条－第12条）

第2節 理事会（第13条－第17条）

第3章 業務及びその執行（第18条）

第4章 基本財産の額その他資産及び会計（第19条－第24条）

第5章 雑則（第25条・第26条）

附 則

## 第1章 総則

（目的）

第1条 この土地開発公社は、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うこと等により、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

（名称）

第2条 この土地開発公社は、秦野市土地開発公社（以下「公社」という。）と称する。

（設立団体）

第3条 公社の設立団体は、秦野市とする。

（事務所の所在地）

第4条 公社は、事務所を秦野市に置く。

（公告の方法）

第5条 公社の公告は、秦野市条例の公布等に関する条例（昭和30年秦野市条例第1号）の例により行う。

## 第2章 役員及び職員

### 第1節 役員及び職員

（役員）

第6条 公社に次の役員を置く。

- (1) 理事8人以上12人以内（うち理事長1人、副理事長1人、専務理事1人）

(2) 監事 2 人

2 専務理事は、常任とする。

(役員職務及び権限)

第 7 条 理事長は、公社を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、公社の業務を掌理するとともに理事長に事故があるときは、その職務を代理し、理事長が欠けたときは、その職務を行う。

3 専務理事は、理事長の命を受けて公社の業務を処理するとともに、理事長及び副理事長がともに事故があるときは、その職務を代理し、理事長及び副理事長が欠けたときは、その職務を行う。

4 理事は、公社の業務を掌理する。

5 監事は、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和 47 年法律第 66 号）第 16 条第 8 項に規定する職務を行うとともに、公社と理事との利益が相反する事項について公社を代表する。

(役員任命)

第 8 条 理事及び監事は、秦野市長が任命する。

2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事のうちから秦野市長が任命する。

(役員任期)

第 9 条 役員任期は、2 年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、任期が満了した場合においても新たに役員が任命されるまでは、その職務を行わなければならない。

(役員兼任の禁止)

第 10 条 理事は監事を、監事は理事を兼ねることができない。

(職員任命)

第 11 条 公社の事務を処理させるため、必要な職員を置く。

2 職員は、理事長が任命する。

(兼職の禁止)

第 12 条 常任の役員及び職員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、任命権者の許可を得た場合は、この限りでない。

## 第 2 節 理事会

(設置及び構成)

第13条 会社に理事会を置く。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の招集)

第14条 理事会は、理事長が必要と認めるときに招集する。

2 理事長は、理事又は監事から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときは、理事会を招集しなければならない。

(理事会の議事)

第15条 理事会の議長は、理事長をもってこれにあてる。

2 理事会は、理事の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 理事会の議事は、この定款に特別の定めがある場合のほか出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 監事は、理事会に出席し、又は書面により意見を述べることができる。

(書面表決等)

第16条 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

2 理事長は、緊急の必要により会議を開催するいとまがないとき又は軽微な事項について書面若しくは持ち回りの方法により各理事の表決を求めることができる。

3 前2項の場合において、前条の規定の適用については表決に参加したものとみなす。

(理事会の議決事項)

第17条 次に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。

(1) 定款の変更

(2) 毎事業年度の予算、事業計画及び資金計画

(3) 毎事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書

(4) 規程の制定又は改正若しくは廃止

(5) 規程により理事会の権限に属せしめられた事項

(6) その他会社の運営上理事長が重要と認める事項

2 前項第1号に掲げる事項については、出席理事の3分の2以上の決するところによる。

第3章 業務及びその執行

(業務の範囲)

第18条 公社は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

(1) 次に掲げる土地の取得、造成その他の管理及び処分を行うこと。

イ 公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項又は第5条第1項に規定する土地

ロ 道路、公園、緑地その他の公共施設又は公用施設の用に供する土地

ハ 公営企業の用に供する土地

ニ 特定の地域の自然環境を保全することが特に必要な土地

ホ 史跡、名勝又は天然記念物の保護又は管理のために必要な土地

ヘ 航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減するために特に必要な土地

(2) 住宅用地の造成事業並びに地域開発のためにする内陸工業用地及び流通業務団地の造成を行うこと。

(3) 前2号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 公社は、前項に規定する業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内において、次に掲げる業務を行う。

(1) 前項第1号の土地の造成（一団の土地に係るものに限る。）又は同項第2号の事業の実施と併せて整備されるべき公共施設又は公用施設の整備で地方公共団体の委託に基づくもの及び当該業務に附帯する業務を行うこと。

(2) 国、地方公共団体その他公共的団体の委託に基づき、土地の取得のあつせん、調査、測量その他これらに類する業務を行うこと。

#### 第4章 基本財産の額その他資産及び会計

(資産)

第19条 公社の資産は、基本財産とする。

2 公社の基本財産の額は、500万円とする。

3 基本財産は、安全かつ確実な方法により管理するものとし、これを取りくずしてはならない。

(事業年度)

第20条 公社の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(予算の弾力条項)

第21条 理事長は、公社予算成立後、業務量の増加により業務のため直接必要な経費に不足を生じたときは、秦野市長の承諾を経て、当該業務量の増加により増加する収入に相当する金額を当該経費に使用することができる。この場合においては、理事長は次の理事会において、その旨を報告しなければ

ならない。

(財務諸表及び事業報告書)

第22条 公社は、毎事業年度の終了後、2月以内に財産目録、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を作成し、監事の意見をつけて、これを秦野市長に提出する。

(利益及び損失の処理)

第23条 公社は、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は準備金として整理する。

2 公社は、毎事業年度の損益計算上、損失を生じたときは、前項の規定により準備金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は繰越欠損金として整理する。

(余裕金の運用)

第24条 公社は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- (1) 国債又は地方債の取得
- (2) 銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金

第5章 雑則

(残余財産の帰属)

第25条 公社は、解散した場合において、債務を弁済して、なお残余財産があるときは、これを秦野市に帰属させる。

(規程への委任)

第26条 公社の運営に関して必要な事項は、この定款に定めるもののほか、規程の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この定款は、公社への組織変更の日から施行する。

(最初の役員任期)

2 公社の最初の役員任期は、第9条第1項の規定にかかわらず秦野市長の定めるところによる。

(最初の事業年度)

3 公社の最初の事業年度は、第20条の規定にかかわらず、この公社への組

織変更の翌日から、昭和50年3月31日までとする。

附 則

この定款は、平成元年3月20日から施行する。

附 則

この定款は、知事の認可の日から施行する。

附 則

この定款は、平成20年12月1日から施行する。